

福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業  
(設備導入事業) 補助金実施要領

福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業(設備導入事業)補助金については、福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業(設備導入事業)補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

(目的)

第1条 県は、地域参入による再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネルギー設備を導入し、再生可能エネルギー事業を行う県内市町村等(以下「補助事業者」という。)に対し、事業に要する経費の一部を補助する。

(補助金交付申請)

第2条 交付要綱第5条に基づき補助金の交付を希望する者は、補助対象事業ごとに、交付要綱様式第1号に、別表に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(補助事業の選定)

第3条 企画調整部エネルギー課長は、予算の範囲内において、提出された交付申請書等により審査選考を行い、補助事業の選定を行うものとする。

(事業着手)

第4条 補助事業者による補助事業の着手は、県の補助金交付決定通知の日以降に行うものとし、当該通知前に着手した事業に係る経費については補助対象外とする。

(補助金交付の条件)

第5条 交付要綱第7条第1項3号にいう「事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更」とは、次に掲げる以外のものをいう。

- 一 事業主体の変更
- 二 事業の中止又は廃止
- 三 事業計画の変更
  - ア 設備の出力が20%以上増減する場合
  - イ 設置場所の変更
  - ウ その他知事が事業の主要な部分に重要な影響を及ぼすと認める場合

(補助金の概算払)

第6条 補助事業者は、補助事業の実施に関し、交付要綱第10条に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、交付要綱様式第3号に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 概算払を必要とする理由書（任意様式）
- 二 概算払を必要とする関連証拠書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(関係書類の提出先)

第7条 事業の実施に係る補助金交付申請書等の関係書類の提出先は、県企画調整部エネルギー課とする。

(設備運用状況の報告内容等)

第8条 交付要綱第15条に定める設備運状況等の報告の内容及び期限等については、別途知事が定めるものとする。

(その他)

第9条 補助事業の実施につき運用上の疑義が生じた場合は、その都度県と補助事業者が協議し、互いに円滑な運用に努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月28日から施行する。

別表

事業計画書（実施要領 様式第1号）
事業経費の配分（実施要領 様式第1号の別紙）
履歴事項全部証明書（原本）
定款又は規約（写し）
決算書（直近2カ年分の写し）
暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（実施要領 様式第2号）
役員一覧（実施要領 様式第2号の別紙）
県税の未納がないことを証明する書類（納税証明書等・原本）
確約書
事業収支計画書（任意様式）
事業スケジュール（任意様式）
発電設備等を導入する施設及び土地の位置図
発電設備等を導入する施設の図面、土地の公図等
発電設備等を導入する施設及び土地の現地写真
発電設備等を導入する施設及び土地の登記簿謄本（写し可）
発電設備等を導入する施設及び土地等の確保状況を確認できる書類
導入する発電設備等の概要に関する書類
導入する発電設備等の費用を証明する書類
事業実施に必要な許認可書等（写し）
設備認定通知書（写し）
系統連系に関し、電力会社との協議が整っていることを確認できる書類
地域活性化への活用に関する内容
地域住民や市町村との連携状況を確認できる書類
報告に関する確約書（実施要領 様式第3号）
その他知事が必要と認める書類